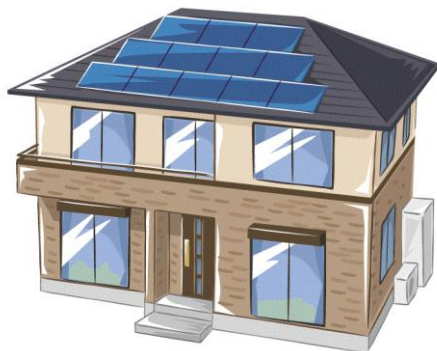


令和5年度 草津市スマート・エコハウス 普及促進事業補助金



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

申請の手引き

令和5年6月

目次

1. 補助制度の目的	P1
2. 補助対象事業	P1
3. 補助の対象となる方	P1
4. 対象設備および補助額	P2
5. 補助対象経費	P4
6. 補助金申請の流れ	P5
7. 提出書類のチェックリスト	P6
8. 交付申請書の受付	P7
9. 手続代行者	P7
10. データ等の提供	P7
11. 申請の取り下げ	P7
12. 取得財産の処分の制限	P8
13. よくある質問	P8
14. その他	P10

1. 補助制度の目的

草津市では、令和3年12月に、市議会と共同で「草津市気候非常事態宣言」を行い、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組の推進とともに、滋賀県が進めるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅）の普及を目指し、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広め、再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した省エネ（節電）の推進を図ることを目的とし、本市においても、個人の既存住宅に太陽光発電設備や高効率給湯器、蓄電池などの設置費用を補助するものです。

2. 補助対象事業

滋賀県（淡海環境保全財団）が実施している淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助制度（以下「財団補助金」）のうち、**基本対策推進事業に該当する部分を対象に、本市が上乗せ補助を行います。**

個人用の既存住宅^{※1}に太陽光発電等の設備を導入し、令和5年度の財団補助金の交付決定を受けた事業が、補助対象事業となります。

なお、**財団補助金のうち、重点対策加速化事業に該当する部分は、本市補助制度の対象外です。**

※1) ①申請者もしくは同居のご家族が建物の所有者である場合のみ対象です。

②補助対象となる「既存住宅」は、太陽光発電設備等を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、太陽光発電設備等の設置工事期間が重なっていないものとします。

3. 補助の対象となる方

この補助金の申請をする方は、次のいずれにも該当する必要があります。

ア 補助対象事業を実施する建物が草津市内に所在し、住居（別荘および店舗、事務所等との兼用住宅は可。ただし賃貸住宅を除きます。）として自ら居住している方（建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者および同法第47条第1項に規定する管理組合法人を含む）^{※2}

イ 市税を滞納していない方^{※3}

ウ 本人または本人の同居者等が、本補助金交付要綱第3条第3号に規定する暴力団員等でない方

※2) ①マンション等の集合住宅も対象となります。（賃貸住宅は、対象外です）

②住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象となります。

③別荘として利用している場合も対象となります。ただし、登記事項証明書で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります。

※3) 納期が到来している草津市税に滞納（分納等を含む）がないこと。

4. 対象設備および補助額

補助対象となる設備は、「令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金」のうち、**基本対策推進事業**に該当する以下の設備です。（交付要件等は令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金と同一です。）

設備名	設備要件		補助要件	補助金額 (定額)
電 住 シ ス テ ム 用 太 陽 光 発	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。		太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他の対象設備を設置する場合に補助対象とする。	4万円
フ 湯 ア ー ム （ エ ネ 給	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。		以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ^{※4} ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	6万円
高 効 率 給 湯 器 （ エ ネ フ ア ー ム 以 外	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）		2万円
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	給湯部熱効率が90%以上であること。		
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	連続給湯効率が90%以上であること。		
	ハイブリッド給湯器	電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。		
ス 利 用 シ ス テ ム	JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。			2万円
家 庭 用 蓄 電 池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。		以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。	5万円
ホ ク ル ・ ト ウ ・ V 2 H （ ヴ イ ー	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。		・既設の太陽光発電を備えている。	4万円

窓断熱設備	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。	2万円
【上記以外の要件等】		
<p>(1) HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。</p> <p>(2) 対象設備、HEMSはいずれも未使用であること。</p> <p>(3) 対象設備の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。</p> <p>(4) 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。また、高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）含む）から高効率給湯器（エネファーム以外）への更新は補助対象外とする。</p>		

※4) 「停電の際、単独で設備の機能を利用できる。」とは、

系統電力から給電が停止しても、設備の機能（発電や給湯）を継続できることです。

例① 停電時は自立運転に切り替わり、発電や給湯を継続できる。

例② 停電時も貯湯ユニット内のお湯をシャワーや蛇口で使える設備や、非常用取水栓からタンク内のお湯を出せる設備であればお湯をらせる。

※5) 高効率給湯器を設置した場合における補助対象の判断は、以下の表をご覧ください。

(表) 交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲

交換前の給湯器		設置予定の対象設備	補助対象
高効率給湯器	エネファーム	エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器（エコワン等）	×
	エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器（エコワン等） ガスエンジン給湯器（エコウィル）	エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器（エコワン等）	○ ×
従来型	電気温水器 都市ガス給湯器 LPガス給湯器 石油給湯器	高効率給湯器 （エネファーム、エコキュート等、 エコジョーズ、エコフィール、ハイブリッド給湯器）	○

5. 補助対象経費

対象設備の設置に要した費用で、設備本体費用および設置工事費用との合計金額です。

- ◆ 消費税は含みません。
- ◆ 太陽光発電の設置費用には、太陽光パネル保証料、電力会社との受給電力計、モニター、事務手続き費用、屋根の改修費等は含みません。
- ◆ 蓄電池の設置費用には、蓄電池の保証料、モニター、HEMS購入費用、HEMS設置費用等は含みません。
- ◆ 複数の対象設備を導入する場合、申請額は上限10万円とします。
ただし、次のAの額の3分の1以内とします。

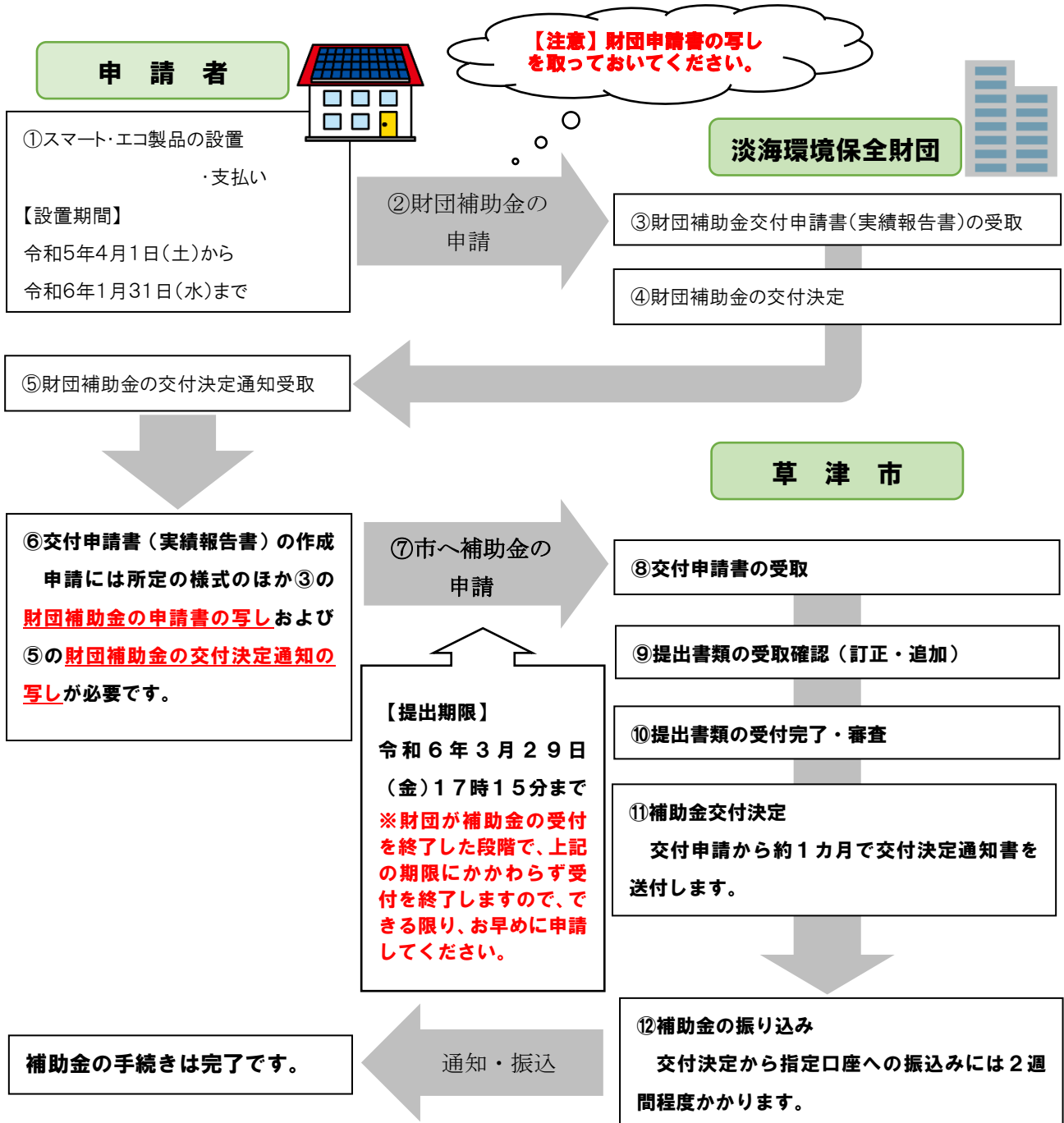
$$A = a - b$$

a : 補助対象経費

b : 補助対象経費に対して、他(国や市町)の補助金等で交付された額 (令和5年度
淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金の交付額を含ま
ず。)

6. 補助金申請の流れ

本補助金は、滋賀県(淡海環境保全財団)の実施する令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金(基本対策推進事業)の交付決定を受けたことが条件となるため、まず財団の補助要件に合致するかどうかご確認のうえ、必要書類を揃えて申請ください。



7. 提出書類のチェックリスト

以下の通り、提出書類をA4サイズに揃えて、番号順に並べて提出してください。

No.	名称	確認事項・注意事項等
1	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号）	
2	<input type="checkbox"/> 財団補助金の交付申請書の写し	<input type="checkbox"/> 財団に申請した交付申請書（様式第1号）の写し。 （同一内容であれば財団に提出したもののコピーでなくても構いません。） ◎財団の交付申請書様式以外の添付書類の写しは不要です。
3	<input type="checkbox"/> 財団補助金の交付決定通知書の写し	
4	<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー	<input type="checkbox"/> 金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 名義人 ◎ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目が分かる記載箇所を印刷し、提出してください。
5 (任意)	<input type="checkbox"/> 草津市気候非常事態宣言の賛同書（様式第6号）	
6	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの	◎補助要件を確認できない場合等、追加資料をお願いすることがあります。



「草津市気候非常事態宣言」賛同書の添付について（上記No.5）

草津市では、「草津市気候非常事態宣言」への賛同をきっかけとし、「ゼロカーボンアクション」に取り組んでいただくことを呼びかけています。

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金は、住宅における省エネ等の推進を趣旨としており、補助金の申請は「ゼロカーボンアクション」を推進するための活動の一つと考えておりますことから、補助金交付申請書に添えて「草津市気候非常事態宣言」賛同書（様式第6号）の提出をお願いしています。

8. 交付申請書の受付

交付申請書の受付期限は令和6年3月29日(金)の17時15分までですが、本補助制度は、滋賀県の実施する淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金(基本対策推進事業)の交付決定を受けた設備に対する上乗せ補助となっていることから、滋賀県が当該事業補助金の受付を終了した時点で、市も上記期限に関わらず受付を終了しますので、できる限り、お早めに申請してください。受付終了後に提出された申請書は、受理せず返却いたします。

提出にあたっては、交付申請書の記載内容および添付書類について誤りがないかご確認いただき、申請してください。なお、郵送にて申請される場合は、特定記録郵便にて「補助金交付申請書在中」と朱書きのうえ次の申請先に送付してください。(追加書類、変更書類を提出する際も同様です。)

<申請先>

〒525-0043

滋賀県草津市馬場町1200番地25

(草津市立クリーンセンター2階)

草津市 温暖化対策室

9. 手続代行者

無償で手続を行う場合に限り、補助事業にかかる工事または販売を行う者等に手続を代行させることができます。その場合は、様式第1号に代行者にかかる情報を記入してください。なお、交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。また、手続を代行される方は、本手続の代行で得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従い、情報等を適切に取り扱ってください。

10. データ等の提供

交付決定を受けた方は、本補助金の目的に必要な範囲において、草津市が太陽光発電設備等の普及に関するデータ等の提供または現地調査の実施を求めますので、その際にご協力をお願いいたします。

11. 申請の取り下げ

交付申請後に何らかの事情により申請を取り下げる場合は、交付決定から15日以内までに、速やかに取り下げ申請書(様式第4号)を提出してください。

12. 取得財産の処分の制限

補助金交付後に設置した太陽光発電設備等に変更が生じた場合、取得財産の処分等その他の事項については「草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱」に規定がありますので、含みおきください。

13. よくある質問

<目次>

1. 補助金の募集要件
2. 補助金の申請方法・記入方法・必要書類について



1. 補助金の募集要件

No.	問合せ内容	回答
1	施工業者は滋賀県内に限定されているのですか。	財団補助金の要件にて、「対象設備の設置の施工業者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。」という定めがあるため、施工業者は滋賀県内限定となります。
2	申請者の住民票上の住所と異なる太陽光発電設備等を設置する場合、申請はできますか。 (例) 同一敷地内に番地の異なる家屋があり、住民票と異なる家屋に太陽光発電設備等を設置する場合など。 (例) 別荘やセカンドハウスに太陽光発電設備等を設置する場合。	本市の補助金は、財団補助金のうち基本対策推進事業の交付決定を受けた方を対象に、申請が可能です。 財団補助金の申請条件の詳細は、淡海環境保全財団までお問い合わせください。 【淡海環境保全財団】 TEL：077-569-5301 Eメール：pv@ohmi.or.jp
3	別世帯の親族の家に太陽光発電設備等を設置しました。申請をすることはできますか。	
4	親から建物を譲り受けて工事をしましたが、対象になりますか。	
5	太陽光の認定容量について教えてください。	本市の補助対象となる認定容量は2ページに記載のとおりです。（財団補助金と要件は同様）設置した太陽光発電設備が、補助対象となる認定容量か否かは、設備の取扱説明書や施工業者へのお問い合わせ等によりご確認ください。

2. 補助金の申請方法・記入方法・必要書類について

No.	問合せ内容	回答
1	申請に必要な書類を教えてください。	6 ページの 7. 提出書類のチェックリストの通りとなります。 窓口または郵送にて、申請ください。
2	<財団補助金の交付申請書の写し> 申請書原本を財団に提出しており、手元に交付申請書がありません。	財団への申請内容が分かるものであれば構いませんので、財団に提出した申請書と同一内容のものを作成し提出してください。
3	<通帳コピー> 店舗統合や合併等で、通帳の記載が現在の名称と違う場合でも添付できますか。	通帳はお持ちのものをコピーして頂いて構いません。交付申請書（様式第 1 号）は、現在の正しい名称で記載してください。

14. その他

- ・ 国等の補助金との併用は可能です。補助金額については2～3ページ「4. 対象設備および補助額」をご確認ください。それぞれの制度により併用が認められない場合もありますので、他の補助制度の詳細については各担当機関へお問い合わせください。
- ・ この補助金を受けて設置した太陽光発電設備等については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。
- ・ 提出した書類は特段の事情がない限り返却できませんので、ご了承ください。

<お問い合わせ先>

〒525-0043

草津市馬場町1200番地25（草津市立クリーンセンター2階）

草津市 環境経済部 温暖化対策室

TEL : 077-561-6581（平日8:30～17:15）

FAX : 077-561-6584

Eメール : ondanka@city.kusatsu.lg.jp

